

災された人、および被害を受けた住家に居住していた世帯の世帯主

人的被害

- 死亡された人がいる世帯
- 重傷を負われた人がいる世帯

住家被害

- 住家が全壊した世帯
- 住家が大規模半壊・半壊した世帯
- 住家が一部損壊の世帯で、修理費が100万円以上の場合

益城町配分

国内外の多くの皆さまから益城町へお寄せいただいた義援金を、熊本地震により益城町で被災された人および被害を受けた住家に居住していた世帯を対象に配分させていただいています。

※昨年12月18日に決定された熊本県義援金配分計画に基づき、追加配分対象および金額を町義援金配分委員会決定し、対象世帯へ近く支給する予定としています。詳細については、決定次第お知らせします。

人的被害

- 死亡された人がいる世帯
- 重傷を負われた人がいる世帯

住家被害

- 住家が全壊した世帯
- 住家が大規模半壊・半壊した世帯
- 住家が一部損壊した世帯

☎289・1400
閩生活再建支援課

税・料金等の減免

各証明書の交付手数料の免除

被災された人の経済的負担を軽減するため、証明書の交付手数料を免除できる場合があります。

対象：熊本地震で被災された人
閩住民保険課

☎286・3112

町税の納税猶予

被害の状況により、町税の納税を猶予(分割納付)できる場合があります。

対象：熊本地震により被害を受けた人
閩税務課

☎286・3116

被災代替家屋・償却資産に係る

固定資産税の特例

家屋

熊本地震により滅失・損壊した家屋の所有者が、平成33年3月31日までに代替家屋を新たに取得した場合、または地震で損壊した家屋を改築した場合には、取得または改築した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期とする年度から4年度分の固定資産税に限り、被災家屋の床面積相当分の税額を2分の1に減額します。

対象

- ①被災家屋の所有者(共有名義の場合、共有者を含む)
- ②被災家屋の所有者に相続が生じた

ときは、その相続人

- ③代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族
- ④被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後に存続する法人または合併により設立された法人等

※「被災家屋の所有者」とは、平成28年4月14日現在の所有者をいいます(震災時点で家屋を所有しておらず、震災後に新たに取得した場合是对象外となります)。

被災家屋の要件

■熊本地震により滅失・損壊した家屋であること

※家屋の場合は、原則として、り災証明書の判定が「半壊」以上であること(平成28年度分の固定資産税において、減免が適用される程度の被害(損害割合20%以上)を受けていること

■取り壊しまたは売却等の処分がなされていること

代替家屋の要件

■被災家屋に代わるものとして取得した家屋

※原則として、種類(用途)または使用目的が同一であるもの

■被災家屋を改築した場合は、改築後の価格が被災家屋の価格以上となるもの

■平成33年3月31日までに取得(中古含む)・改築されたもの

償却資産

熊本地震により滅失・損壊した償

却資産の所有者が、平成33年3月31日までに代替償却資産を取得し、または地震により損壊した償却資産を改良した場合には、取得または改良した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期とする年度から4年度分の固定資産税に限り、取得・改良した償却資産の課税標準額を2分の1の額に減額します。

対象：課税対象となっていた被災償却資産に代わるものとして取得した償却資産

※原則として、種類(用途)または使用目的が同一であるもの

被災償却資産の要件

■熊本地震により滅失・損壊した償却資産であること

■除却または売却等の処分がなされていること

国民年金保険料の免除

熊本地震で被災し、住家や家財などについて損害を受けた人は、国民年金保険料の全額または一部の免除を受けられる場合があります。

対象：住家や家財等の財産の被害金額が、元の価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合(保険などによる補てんがある場合は、その分が控除されます)

閩熊本東年金事務所

☎367・8144

閩住民保険課

☎286・3113

